

令和2年度 第1回旭川市いじめ防止等対策委員会 会議録

日 時 令和3年3月2日(火) 午後6時から午後7時まで

場 所 Zoomによるオンライン会議

出席者 委員4人

木下委員, 佐藤委員, 諏訪委員, 宮川委員(50音順)

事務局6人

黒蕨教育長, 佐藤学校教育部長, 辻並教育指導課主幹,
常盤教育指導課長補佐, 忠海教育指導課主査, 竹中教育指導課主査,

令和2年度 第1回旭川市いじめ防止等対策委員会 次第

1 開 会

2 教育長挨拶

3 委員紹介

4 委員長, 副委員長互選

5 議 事

(1)旭川市のいじめの状況及びいじめ防止の取組等について

(2)重大事態発生時における対策委員会の対応等について

(3)その他

6 閉 会

会議録(要旨)

1 開 会

2 教育長挨拶

・会議開催に当たって、教育長から挨拶を行った。

3 委員紹介

・事務局から各委員及び事務局職員の紹介を行った。

4 委員長、副委員長互選

・委員の互選により、木下氏を委員長、諏訪氏を副委員長に選任した。

5 議 事

(1)旭川市のいじめの状況及びいじめ防止の取組等について

事務局	※令和元年度の旭川市のいじめの状況及びいじめ防止の取組について説明
委員長	事務局の説明を受け、質問や取組の改善に向けた意見をいただきたい。その際、これまでの取組に対して、成果として評価できる点や、課題として改善が必要な点、新たな取組が必要と考えられる点などについて具体的にお話いただきたい。
委員	いじめの認知件数は、平成29年度から令和元年度までの3年間で減少してきており、その要因として、児童生徒が主体となった取組の成果などがあることが分かった。 関連して、いじめを発見したきっかけの半数以上が、「アンケート調査など学校の取組により発見」、次いで多いのが、「本人や保護者からの訴え」であり、学校の教職員による発見が少ないことが気になる。 今後、本人の訴え以外にも、周囲の児童生徒からの情報提供により、いじめを発見できるようにするためにも、児童生徒が主体となった取組をもっと生かしていくようにするとよい。
事務局	いじめの認知件数は、平成29年度から令和元年度までの3年間で減少してきており、令和2年度についても減少傾向は続いている。ただし、認知件数の減少自体は望ましいことと考えるが、いじめが潜在化してはいないかという懸念もある。 教育委員会としては、年間2回以上行っているアンケート調査などで発見されたいじめについては、学校から報告を受け、解消に向けた対処について指導・助言している。 児童生徒が主体となった取組の成果としての認知件数の減少については、「いじめはどんな理由があってもいけないことである」という認識や行動など、児童生徒一人一人の心の成長が伺える。 また、アンケート調査には、「友達が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがあるか」という設問もあることから、今後は、児童生徒にとってアンケートに回答しやすい環境を整えることで、周囲の児童生徒からの情報提供についても増えていくものとする。
委員	認知されたいじめの態様について、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」は、中学生では小学生の倍になっているが、具体的には、どのような事案があるのか。 認知されたいじめの態様は、延べ件数であることから、いくつかの態様が複合した事案があるため、複合の仕方について解析することで傾向が分かるかもしれない。 医療機関では、不登校傾向や登校しぶりなどがある児童生徒の受診があるが、児童生徒や保護者からいじめの相談があった場合、学校へ情報提供する手段があるとよい。 認知されたいじめが解消してからも、いじめの被害にあった児童生徒や加害側の児童生徒に対して、スクールカウンセラーや教職員による定期的な支援や心のケアなどが必要だと考える。 いじめの被害にあった児童生徒の保護者や、加害側の児童生徒の保護者への状況の

事務局	<p>説明や解消に向けた連携、再発防止に向けた取組などをどのように伝えていくのか、保護者が感情的になることも多いと思うがいかがなものか。今後の検討が必要である。</p> <p>認知したいじめの態様の8つの形態は、国が示したものであり、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の具体としては、隣接する机を離される、遊びの中で集中的に攻撃されるなどとなっており、小学生においては、軽微なものも多く含まれており、幅が広がっている。</p> <p>小学生においても、通信型のゲーム機を使ったオンライン上でのトラブルも起きているため、保護者と連携しながら対応していきたい。</p>
委員	<p>医療機関から学校への情報提供については、可能な範囲でお願いしたいが、医師の立場としての考えを改めて伺いたい。</p> <p>医療機関から学校への情報提供については、個人情報であるため、受診した児童生徒や保護者の同意を得てから行うことになる。事案の内容にもよるが、医師の立場から児童生徒や保護者に学校への相談を促したり、保護者から同意を得て医師が代わりに情報提供したりすることも考えられる。</p> <p>学校への情報提供については、医療機関に関わらず、市民が学校に伝えることにつながるよう、今後制定するいじめ防止条例への位置付けを考えるとよい。</p>
委員	<p>心理士の立場からすると、医療機関同様、受診した児童生徒や保護者の同意を得てから情報提供することになるが、スクールカウンセラー等への相談を促したり、保護者から同意を得て心理士が代わりに情報提供したりすることも考えられるため、そのシステムを構築できたらよい。</p>
委員	<p>いじめを発見したきっかけとして、アンケート調査など学校の取組により発見することが有効であるとのことであるが、アンケート調査だけではなく、信頼できる大人、利害関係のない大人による児童生徒への面接が必要であると考えます。</p> <p>日常的な面接により、学校の教職員によるいじめの発見も増えると考えられ、児童生徒の安全・安心な生活を保障することにもつながる。</p>
事務局	<p>アンケート調査に頼り切った情報収集には限界があると考えており、学校においては、定期的に教育相談という形式で面接を行っている。</p> <p>本市では、児童生徒が気軽に相談できるようスクールカウンセラーを全ての小・中学校に派遣しているが、教職員が日常的にどのように関わっていくのかが課題となる。何より形式的なアンケート調査や教育相談にならないようにしたい。</p>
委員	<p>「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」など、いわゆるSNSによるトラブルは、今後も増えていくと考えており、いじめやトラブルの未然防止に努める必要がある。</p> <p>教育委員会は、「情報モラル教育リーフレット」を児童生徒及び保護者に配付したり、令和元年度の「生活・学習Actサミット」では、SNSとの付き合い方について考えたりしていたが、学校ではSNSの活用を禁止しているのか、SNSとうまく付き合っていくよう指導しているのかを知りたい。</p>
事務局	<p>本市では、児童生徒のSNSの利用は、市が規制するものではないとの考えから、利用を禁止することではなく、児童生徒にSNSとうまく付き合っていく力を身に付けさせることが大切であると考えている。</p> <p>SNSの利用は、放課後、家庭での利用となることから、リーフレットを児童生徒に配付し指導したり、保護者に啓発したりしながら連携を図っている。</p>
委員長	<p>旭川市では、いじめの問題に対して取組を進めている。児童生徒は、生活・学習Actサミットでの取組として、医療従事者へのメッセージや感染者への差別や偏見をなくすシトラスリボン運動などを行っている。</p> <p>児童生徒主体の取組や一人一人の認識や行動、気持ちなどが条例に生かされるとよい。また、保護者だけではなく、市民の考えも条例に反映できるとよい。</p>
事務局	<p>いただいた御意見を踏まえて、今後の取組や条例の制定を進める。</p>

(2)重大事態発生時における対策委員会の対応等について

事務局	※重大事態発生時の対応について説明
委員長 委員	事務局の説明を受け、質問や取組の改善に向けた意見をいただきたい。 別冊資料「研修資料 調査報告書」が参考となり、調査を実施する場合の対策委員会の取組がイメージできた。
事務局	旭川市では、必要に応じて臨時委員を委嘱できると説明があったが、メンバーの選定に当たり、複数の心理の専門家が必要だと考えるが、事前に依頼はするのか。また、メンバーの依頼は、誰がするのか。
事務局	臨時委員の選定については、事案により、必要となる委員の専門性が異なることから、事前に依頼することはないが、弁護士の方は必要であると考えている。また、聴取り等に必要な委員の人数も事案によって変わるものと考えている。
委員	事案によって調査の内容やアプローチの仕方が変わるため、臨時委員の選定については、調査の方針を立てる段階で、委員の専門性や人数も含めて対策委員会で話し合っ て決めることになる。
事務局	臨時委員の選定に関わり、現段階で、臨床心理士会などに情報提供や働きかけは必要ないということか。
事務局	臨時委員は、常設ではないため、現段階において、職能団体等に情報提供等は必要ないと考える。
委員	いじめの重大事態が発生した際、どのような方針で調査するのか決める段階で、臨時委員として必要な委員の専門性や人数について検討し、役割などを決めることになる。
委員	いじめによる不登校など、被害児童生徒は心にストレスを感じている場合は多いと思うが、教職員による心のケア等の対応が適切であったかなどを検証したり、被害児童生徒への今後の対応の方針を立てたりするためには、児童精神科医などの専門職の方を委員に選定する必要があると考える。
委員	別冊資料「研修資料 調査報告書」は、一般の方も見ることはできるのではあれば、教職員や児童生徒の保護者にも一読していただき、重大事態の調査について知っていただくことも大切である。
委員	臨時委員の選定については、アセスメントの段階で、どのような委員で調査を進めるのか検討することが重要であり、調査委員会の誰が核となり人的配置をするのか、進行管理するのか考えなければならない。
委員長	臨時委員には、医療関係者や心理士、ソーシャルワーカーなどを選定し、的確な調査を進めるために、その方々にどのような役割をお願いするのかなど、ケースワークの手法を取り入れるとよい。
事務局	3人の委員から、質問や今後の検討事項について意見をいただきたい。調査に当たっては、再発防止のための提言を示すことも一つの役割であるため、アセスメントの段階からしっかり進めていく必要があることが確認された。
事務局	いただいた御意見等を踏まえて、今後の取組について(重大事態発生時の対応等について、シミュレーションするなど、臨時委員の選定案も含めて)整理する。

(3)その他

・事務局から事務連絡

6 閉 会